

今や駅前の放置自転車につきましては、歩行者の通行や災害活動等の妨害となり、全国的な問題となっておりますが、なかなか改善がされていないのが実情であります。その原因は、自転車対策の主体者であるべき鉄道事業者の位置づけが法律上協力義務にとどまっているということにあります。

このようなことから、放置自転車問題の解決を図るため、意見書に記載の事項について実施されるよう議員各位の御賛同を得て、本意見書を関係主務機関に対して提出いたしたく、御提案申し上げた次第であります。

何とぞ、本趣旨を御理解賜りまして、原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十八号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十八号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十四、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務、厚生及び議会運営委員長から目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が十一件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出中、陳情第四十号及び陳情第四十一号、陳情第四十三号、陳情第四十六号、陳情第

四十七号、陳情第四十九号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって本六件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、残る五件については、総務及び厚生委員会において起立により継続審査となっておりますので、起立により採決いたします。

本五件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（赤星行人君） 起立多数であります。よって本五件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十五、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。本件はお手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成四年第三回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後二時三十四分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

赤星行人

議員

山下進

議員

吉澤嘉翁

議員

○議案第九十号

○議案第九十一号

○議案第九十二号

○議案第九十三号

与

福総文発第千八百五十九号

平成四年九月二十五日

福生市長 石 川 彌 八 郎

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

追加議案の送付について

平成四年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第八十九号 福生南公園改良工事請負契約
- 二 議案第九十号 福生公園改良工事請負契約
- 三 議案第九十一号 福生市助役の選任について
- 四 議案第九十二号 福生市教育委員会委員の任命について
- 五 議案第九十三号 福生市監査委員の選任について

議案第九十四号

第十一次道路整備五カ年計画策定に関する意見書
右の議案を提出する。

平成四年九月三十日

提出者	浜中輝夫
賛成者	井上寅吉
"	宮沢良一
"	齋藤巽
"	指田保雄
"	山下進
"	大野悦子

福生市議会議長

赤星行人殿

第十一次道路整備五カ年計画策定に関する意見書

道路は、我が国が二十一世紀に向けて、活力ある地域社会の形成、東京一極集中の是正、多極分散型国土構造形成等の課題に対応し、豊かさゆとりを実感できる生活大国の実現を図る上で、最も重要な役割を果たす施設である。

このほど決定された「生活大国五カ年計画」においても、国民が豊かさゆとりを日々の生活の中で実感でき、多様な価値観を実現するための機会が等しく与えられることが必要とされており、道路は、「人と暮らしを支える社会空間」であるという視点に立って、まちづくり、地域づくりの基盤として、使い方まで含めた総合的な道路政策の展開が期待されている。特に他の住宅・社会資本整備や各種の地域振興施策を支援し、生活者の豊かさを支える道路整備の推進が求められる。

しかるに、道路予算の現状は、こうした整備の推進を図るためには極めて不十分であり、今後、道路投資の拡大が図られなければ、公共投資基本計画の達成に支障が生じることも考えられ、国民生活、地域経済への悪影響も強く懸念される状況にある。

とりわけ政治、経済の中心である首都東京やその周辺の慢性的交通渋滞解消のために、これら道路網を整備することは、重要かつ急務の課題である。

よって、政府においては、道路整備の重要性を深く認識され、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 一 第十一次道路整備五ヵ年計画の総投資規模七十六兆円を確保すること。
- 二 道路特定財源である揮発油税、自動車重量税等の暫定税率を、平成五年度以降継続するとともに、一般財源を大幅投入する等、道路整備財源の充実に努めること。
- 三 自動車重量税を含む道路特定財源は、全額道路財源に充当すること。
- 四 地方公共団体の道路整備財源の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

平成四年九月三十日

福生市議会議長

赤 星 行 人

内閣総理大臣

大蔵大臣 殿

建設大臣

議案第九十五号

JR中央線三鷹・立川間高架化複々線事業の促進に関する意見書
右の議案を提出する。

平成四年九月三十日

提出者	須 釜 亮 次
賛成者	吉 沢 嘉 翁
"	在 原 博
"	小 野 沢 久
"	東 田 正 治
"	仲 村 清 信
"	上 野 重 勝

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

J R 中央線三鷹・立川間高架化複々線事業の促進に関する意見書

多摩地域都民の二十余年間にわたる願いであったJ R 中央線三鷹・立川間高架化複々線は、昨年十一月、東京都と東日本旅客鉄道株式会社の間で、事業化に関する合意がなされ、本年六月、東京都は建設省に対し、本事業の事業採択要望を申請し、事業化に向け新たな段階を迎えた。

既に、東京都は平成五年度を目途に、在来線の高架方式による連続立体化及び複々線の同時都市計画決定に向け、基本計画の作成、環境影響評価の現況調査を進めており、沿線各市はまちづくりの推進に努めているところである。

福生市としても、都心のベッドタウンとして発展を続けている地域的特性を考慮し、本事業の早期実現を強く希望するものである。

よって、福生市議会は、J R 中央線三鷹・立川間の在来線の高架方式による連続立体交差化及び複々線の早期実現を期するため、国及び東京都において、引き続き本事業の促進を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

平成四年九月三十日

内閣総理大臣
建設大臣
運輸大臣
殿
東京都知事

福生市議会議長
赤星行人

議案第九十六号

JR中央線三鷹・立川間高架化複々線事業の促進に関する決議
右の議案を提出する。
平成四年九月三十日

提出者	須釜亮次
賛成者	吉沢嘉翁
“	在原博
“	小野沢久
“	東田正治
“	仲村清信
“	上野重勝

福生市議会議長
赤星行人殿

J R 中央線三鷹・立川間高架化複々線事業の促進に関する決議

多摩地域都民の二十余年間にわたる願いであったJ R 中央線三鷹・立川間高架化複々線は、昨年十一月、東京都と東日本旅客鉄道株式会社の間で、事業化に関する合意がなされ、本年六月、東京都は建設省に対し、本事業の事業採択要望を申請し、事業化に向け新たな段階を迎えた。

既に、東京都は平成五年度を目途に、在来線の高架方式による連続立体化及び複々線の同時都市計画決定に向け、基本計画の作成、環境影響評価の現況調査を進めており、沿線各市はまちづくりの推進に努めているところである。

福生市としても、都心のベッドタウンとして発展を続けている地域的特性を考慮し、本事業の早期実現を強く希望するものである。

よって、ここにJ R 中央線三鷹・立川間の在来線の高架方式による連続立体交差化及び複々線の早期実現を期するため、国、東京都、東日本旅客鉄道株式会社及び関係機関に対し、引き続き事業の促進を強く求めるとともに、福生市議会も本事業の促進に全力を挙げて協力することを決議する。

平成四年九月三十日

（以下は右ページに透写された議案の本文が読み取れます）

議案第九十七号

国民の祝日「海の日」制定を求める意見書
右の議案を提出する。

平成四年九月三十日

提出者	須釜亮次
賛成者	吉沢嘉翁
“	在原博
“	小野沢久
“	東田正治
“	仲村清信
“	上野重勝

福生市議会議長

赤星行人殿

国民の祝日「海の日」制定を求める意見書

我が国は、四面を海に囲まれた海洋国家であり、海とのかかわりは深いものがある。

海は、我々日本人の食生活の多くを占める水産品の調達はもちろん、日常生活に欠くことのできない物資の大半を海上輸送によって確保し、貿易立国として我が国を支えてきた。

また、海は海水浴や潮干狩りなど、国民の憩いの場として親しまれ、釣りやクルージングなどマリンレジャーによる余暇活動として、新たな役割も期待されている。

よって、政府においては、我が国と海との歴史的、文化的及び社会的かかわりを考えた場合、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、さらに国際化社会に向けて、これからの海の利用と安全及び環境保全について考えるためにも、海洋国家日本が世界に先駆けて、「海の日」（七月二十日）を国民の祝日として制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

平成四年九月三十日

福生市議会議長

赤 星 行 人

内閣総理大臣殿